平成２９年（フ）第１３３号
北海道深川市納内町３丁目５番46号
破産者　有限会社納内オートボデー
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４号
釧路市鶴野東２丁目11番８号
破産者　株式会社増岡組
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１０２７号
東京都青梅市河辺町４－８－20グリーンハイツ河辺403、商業登記簿上の本店所在地東京都羽村市羽東１丁目22番２号Ｇ・ｏｎｅビル102
破産者　有限会社アイル
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１０２８号
東京都青梅市河辺町４丁目10番地の９サンペラス多摩201、開始決定時の住所東京都青梅市河辺町４丁目８番地の20グリーンハイツ河辺403
破産者　秋間　秀親
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４２９号
東京都西東京市中町３丁目12番24号
破産者　大野　真尋
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１８６号
東京都昭島市昭和町５丁目５番２－405号
破産者　田中　大悟
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２３１号
東京都府中市多磨町２丁目５番18号
破産者　株式会社佐々木醫療器製作所
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２３２号
東京都三鷹市井口４丁目４番24―402号
破産者　佐々木啓之
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２３３号
東京都三鷹市井口４丁目４番24―402号
破産者　佐々木泰子
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３０１号
東京都町田市南成瀬６丁目17番地１内山ハウス101
破産者　根岸　克之
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３８０号
東京都小平市学園東町３丁目３番34―102号
破産者　菅野　　優
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３１５号
横浜市旭区今宿東町1663
破産者　株式会社グリーンワークス折戸造園
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５２４号
横浜市中区石川町１丁目15番地６
破産者　株式会社サネット
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１４号
金沢市南町３番34号
破産者　株式会社坂尾甘露堂
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４５号
静岡県焼津市焼津１丁目13番３号
破産者　藪内建設株式会社
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３９号
静岡県浜松市東区天王町1790番地の１
破産者　有限会社ネットスケイプ
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第８３号
京都市左京区松ケ崎雲路町12番地
破産者　有限会社ＳＨＩＰ
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第９７号
京都市上京区大宮通寺之内上ル３丁目北仲之町507番地
破産者　有限会社パン工房ヒロ
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１３０号
長崎県長崎市松が枝町５番35号
破産者　長崎ダンプ運送事業協同組合
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第６３７号
埼玉県蕨市北町５丁目７番２号　アンソレイユ　ノアール102号
破産者　千葉健太郎
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係